

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会

退職金規程

(総 則)

第1条 この規程は、就業規則第19条の規定に基づき、職員の退職金について定める。

ただし、次のいずれかに該当する者は適用しない。

- ①嘱託職員
- ②契約職員
- ③パートタイム職員

(支給基準)

第2条 勤続期間が2年以上の職員が、次の各号に該当したときは、退職金を支給する。

- (1) 定年により退職したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 協会の都合により退職したとき
 - (4) 職員の都合により退職したとき
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当した場合、退職金の一部を減額、または全額支給しない。なお、すでに退職金が支給されている場合は、その全部または一部の返還を請求することができる。
- (1) 懲戒解雇されたとき
 - (2) 論旨解雇されたとき
 - (3) 退職後において、在職中の行為に懲戒解雇ないしは論旨解雇に相当する行為が発覚したとき
- 3 退職金は、退職日以降1ヶ月以内に、給与の支給方法に準じて支給するものとする。
- 4 第1項第2項の職員が死亡した場合の退職金は、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めるところに従って支払う。

(退職金)

第3条 退職金は、退職時の基本給の60%に、別表に定める勤続年数に応じた支給率を乗じて得た金額とする。ただし5,000円未満は切り捨て、5,000円以上は1万円に切り上げる。なお、勤続年数に1年未満の月数がある場合に支給率は、別表による直近上位支給率との差に、その月数を案分比例させて加算する。

- 2 協会の都合により退職した者、または業務上の傷病もしくは死亡により退職した者に対する退職金は、前項により求められた金額に、2割を上限として乗じて得た金額を加算する。
- 3 在職中の業績が特に顕著として会長が認めた者に対しては、前各号の規定にかかわらず、退職金を増額することができる。

(勤続年数)

第4条 勤続年数の計算は、職員として連続して勤務した年数とする。

- 2 勤続年数は、職員として採用された日の属する月から退職する日の属する月ま

での月数とする。

附 則 この規程は、平成21年3月12日より施行する。

2 この規程は、一部追加修正して令和2年3月16日より施行する。

別表

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
2年未満	0.0	11年以上	3.16	21年以上	18.98
2年以上	0.0	12 "	4.74	22 "	20.56
3 "	0.0	13 "	6.32	23 "	22.14
4 "	0.0	14 "	7.91	24 "	23.72
5 "	0.0	15 "	9.49	25 "	25.30
6 "	0.0	16 "	11.07	26 "	26.30
7 "	0.0	17 "	12.65	27 "	27.30
8 "	0.0	18 "	14.24	28 "	28.30
9 "	1.05	19 "	15.82	29 "	29.30
10 "	2.53	20 "	17.40	30 "	30.30

(注) 1年未満の勤続年数がある場合の支給率

(例) 勤続年数n年9ヶ月の場合の支給率

$$n \text{ 年の支給率} + \frac{(n+1) \text{ 年の支給率} - n \text{ 年の支給率}}{12} \times 9 \text{ ヶ月}$$